

平成 23 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 23 年 12 月 13 日（火曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

きょうで本会議 3 日目になります。それと、本日より一般質問でございますので、通告に従った形で質問していただきたいと思っております。本日も慎重審議をよろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において伏谷修一議員及び米澤まき子議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力願います。

8 番藤原益栄議員の登壇を許します。

（8 番 藤原益栄議員登壇）

○8 番（藤原益栄議員）

けさの新聞によりますと、ことしの漢字は「絆」に決まったようであります。「震」の字は 95 年に選ばれておりまして、震災の「災」の字は 2004 年に選ばれておりますので、この字はないだろうと。この字で東日本大震災をあらわすのはちょっと無理だということで、私も「絆」を予想しておりましたけれども、そのとおりとなりました。東日本大震災発生の年の最後の市議会でトップを切って質問させていただくことになりました。よろしくお願いたします。

私の質問は、大きく分けますと 2 点でございまして、雨水排水対策と文化財行政についてであります。

本年 9 月 21 日、夜 9 時前後に、1994 年の 9・22 水害以来 17 年ぶりに床上浸水 15 棟、床下浸水 315 棟の被害が発生をいたしました。

まず、雨水対策の第 1、全体的事項について市長に伺います。

その一つは、雨水被害の頻度を考えると、本市にとり、雨水対策は地震津波対策にまさるとも劣らない位置づけが必要と考えるが、市長の見解はいかがかというものでございます。

昨日も町前の方とお話をしましたら、「あれほどの津波が来たらあきらめるほかはない。しかし雨水対策ぐらいは何とかしてほしい」と、このように話していらっしやいました。市長の見解を求めたいと思います。

二つ目は、台風 15 号の豪雨で多賀城の雨水被害を拡大させた理由の一つに、流域下水道汚水管に雨水が流入し、多賀城に集中したことが考えられる。県や関係市町と話し合い、雨水流入を防ぐ対策を早急にとられたいということでございます。答弁を求めます。

三つ目は、地盤沈下を正確に把握し、実態に即した雨水排水計画に改め、早急に対策をとっていただきたいということでございます。

4 点目は、砂押川左岸については、留ヶ谷、高崎、市川、浮島など丘陵部が多く、雨水が一気に集中する。それを雨水排水路とポンプ排水のみで対応するのは困難と考える。市として、遊水池を確保する、家庭への雨水貯留槽設置に補助制度をつくる、住宅の高床式化や基礎上げに対し補助制度を創設するなど、総合的な治水対策をとられたいということでございます。

五つ目は、枯れ草等が水路を詰まらせ、雨水があふれたとの指摘がありますが、市としてはどのように認識をしているか。また、ハード面の整備、施設の整備が最大限効果を発揮させるためのソフト面、管理について、どういう点を見直そうとしているのか、以上について伺いたいと思います。

以下、排水区ごとに対策を伺います。

まず、中央排水区の対策について伺いたいと思います。

中央雨水排水区は、旭ヶ丘、高崎、志引、東田中、新田中、留ヶ谷、伝上山、下馬、塩竈市の一部等々を含む 286.8 ヘクタールの地域でございます。最終的には国道 45 号沿いの中央ポンプ場で強制排水される計画になってございます。この地域では若干の床上浸水と多くの床下浸水被害が発生をしております。中央雨水排水区の対策の一つは、中央ポンプ場へ雨水ポンプを来年度予算で設置をしていただきたいということでございます。計画では、毎秒 36.747 立方メートルの排水計画となっておりますが、現在の能力は 31.635 立方メートルでございます。もう 1 台設置のスペースがございます。ポンプの設置は、その気になればすぐにできるわけでございます。来年度予算での設置を求めますが、市長の答弁をお願いいたします。

二つ目は、留ヶ谷 2 丁目の対策についてであります。

この地域には明治 20 年開通の鉄道遺跡がございまして、この遺跡については保存をしながら、流下能力を高めるために煉瓦橋のわきに雨水流下のバイパスをつくっていただきたい。また、必要な土地の買収も行い、土砂を撤去し、護岸補強の緊急工事をしていただきたい。中・長期的には景観にも配慮した計画を立て、塩竈市境まで整備をしていただきたい。塩竈市にも遊水池等の設置を求めていただきたいというものでございます。この件について市長の答弁を求めます。

中央排水区の三つ目ですが、鉄道高架事業にあわせまして、早急に大土手橋から国道 45 号までの未整備区間の整備をしていただきたいというものでございます。また、高崎雨水幹線の仙石線の下の水路底も下げていただきたいというものでございます。高崎雨水幹線の仙石線部分の水路底と高崎のセブンイレブン前の水路底の高低差は約 50 センチから 60 センチほどでございます。仙石線部分の水路底はその上下流に対して 25 センチほど高くなってございます。これが高崎雨水幹線の流下を阻害しておりますので、鉄道高架事業にあわせて直していただくようお願いをしたいと思います。

次に、浮島地区の対策についてであります。

その一つは、刈った草が詰まって、雨水が滞留したと住民の方々が指摘をしております。この場所は、東北本線を越える水路についてだと思いますが、市の認識と対策について伺いたいと思います。

二つ目は、浮島の雨水をさらにスムーズに流下させるために、東北本線下の未整備の水路の整備をしていただきたいというものでございます。この点について市長の答弁を求めます。

次に、高橋地域の対策について伺いたいと思います。

高橋地区でも道路の冠水、床下浸水等が発生をいたしました。何といたしましても、この地域の対策は高橋雨水幹線の整備にかかってございます。ぜひこの計画を早めていただきたいと思いますが、市長の回答を求めます。

二つ目に、一本柳地区への工業団地の造成は、高橋あるいは八幡地域の治水環境の悪化をさせるので中止をし、既存市街地の雨水対策を優先してやっていただきたいというものでございます。市長の答弁を求めます。

次に、八幡排水区の対策について伺います。

地盤沈下対策等を前提として、以下の点について伺いたいと思います。

まず初めに、現雨水排水計画では西部地区の雨水と八幡排水区の雨水を分離することになっているけれども、台風15号襲来時、一体どうなっていたのか。また、今後の対策について伺いたいと思います。

私は、台風15号時の時間雨量が確かに8・5水害時よりも大きかったとはいえ、時間雨量52ミリ以下の雨量でなぜあれほどの被害になるのか違和感を持ち、調査を続けてまいりました。私の結論は、高橋雨水幹線、六貫田雨水幹線から町前、桜木方面に大量に雨水が流入したことが桜木地区の被害を拡大した主要因だということでございます。なぜああいう工事をしたのか、市の責任は極めて重大だと指摘せざるを得ません。市長はこの点についてどのように認識をされているのか伺いたいと思います。

私の認識が正しいということになりますと、高橋、六貫田、両雨水幹線から桜木地域に流入しないように両幹線の東側の壁面の開渠部分をふさぐことを急いで実施すべきだと思います。市長の見解を求めます。

桜木2丁目と栄地区の被害を大きくしたもう一つの理由に、八幡排水区のほとんどの雨水がこの地区に集中するようになっていたことが挙げられます。旧八幡雨水幹線の水門から砂押川に排水される可能性もありましたが、この水門はしっかりと閉じられておりまして、雨水は桜木2丁目と栄地区に集中いたしました。私は、旧八幡雨水幹線の水門から砂押川に排水することを再度考えるべきだと思います。市長の見解を求めるものであります。

八幡排水区の三つ目ですが、八幡第一、第二調整池についてはどのようにお考えなのか御答弁をいただきます。

雨水排水対策の最後でございます。

一つは、開発や地盤沈下等、現計画策定以降の土地形状変化により現計画の修正が求められると考える。早急に実態を把握し、排水区、ポンプ設置箇所等の見直しをされたい。その上で早急に計画に着手されたいという点でございます。御答弁をお願いいたします。

大きな2番目ですが、文化財行政について伺います。

御存じのとおり、多賀城碑建立は天平宝字6年12月1日でございます。現在の暦であるグレゴリオ暦に換算をいたしますと762年12月24日になるわけでありまして。すなわち来年、2012年は多賀城碑建立1250年に当たっております。そういうことも意識をしながら、多賀城市周辺の土地の買い上げを行って、県に整備を促進するように求めていただきたいと思いますが、答弁を求めます。

また、多賀城海軍工廠の記録保存に本市文化財課も主要課題の一つとして位置づけるようになったことについては大変うれしく思っております。今回の震災で自衛隊駐屯地内の火工部の施設跡、王子製紙コンテナの試射場跡、松島地下工廠跡がどのようになっているのか、早急に調査をすることが求められていると思います。同時に、以前、吉田議員も取り上げておりましたが、これらの施設跡について市文化財指定を目指していただきたいと思いますが、答弁を求めまして、最初の質問とさせていただきます。

○議長（板橋惠一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の雨水対策に係る全般的事項についてですが、まず初めに、台風 15 号の豪雨被害を受けた地域の雨水対策だけではなくて、東日本大震災により地盤沈下の影響が見受けられる地域も含めて、近年の雨量データを取り入れた降雨強度や流出係数など全般的な雨水計画の再点検や見直しが必要であるとの認識を持っていることを改めて申し上げておきます。

その中で、本市における雨水対策の位置づけでございますが、本市は昭和 61 年 8 月の豪雨を初めとして、たび重なる浸水被害を受け、鋭意雨水幹線や雨水ポンプ場の整備などの雨水対策を実施してまいりました。このことから、藤原議員同様、本市の雨水対策は地震津波対策と同様に最重要課題と認識しております。

次に、流域下水道管への雨水浸入によって一部の地域で浸水被害を拡大させたということにつきましては、マンホールからの溢水やトイレから逆流している実情を再度関係する自治体に説明し、汚水管の災害復旧工事を早期に完了させるよう要請してまいります。

次に、地盤沈下を把握し、実態に即した雨水計画に改め、対策を急がれたいとのことですが、現在、国土地理院が実施している地盤沈下の測量成果を提供してもらい、影響があるところについては今後の雨水計画見直しに反映してまいります。

次に、砂押川左岸地域では従来の排水路とポンプによる排水以外に総合的な治水対策をとられたいとのことですが、砂押川への排水量が制限されていることから、遊水池や宅内での貯留も有効な手段の一つだと思われまので、雨水計画の見直しや来年度から着手する総合治水計画策定作業の中で有効な手段を検討してまいります。

次に、枯れ草などが水路を詰ませたとの指摘に対する認識とソフト面の方針についてですが、これまでも降雨時には適宜現場を巡視し、枯れ草やごみ等を除去しておりましたが、一部の水路でそれが詰まり、流れを阻害させたとのことですので、なお一層維持管理に万全を期してまいります。また、これまで整備してきた雨水排水施設が有効に機能するように、道路上の枯れ葉の清掃や暫定ポンプの運転など、市民に協力いただけるものについてはお願いしてまいりたいと考えております。

2 点目の中央排水路の雨水対策に関する御質問のうち、中央雨水ポンプ場の未設置分を来年度に設置されたいとのことですが、これから詳細設計に着手し、順次作業を行う予定となっており、平成 25 年度にはポンプ設備を設置できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、留ヶ谷 2 丁目地内の留ヶ谷 1 号雨水幹線整備についてですが、全体の雨水計画を見直した上で、旧野田線の遺構や景観に配慮しながら個別の管渠設計を行い、遊水池の設置や整備時期については今後塩竈市とも協議をしてまいりたいと思っております。

次に、鉄道高架にあわせた雨水幹線の整備についてですが、大土手橋から国道までの留ヶ谷 1 号雨水幹線は、鉄道高架事業と土地区画整理事業との調整を行い、来年度から整備を進める計画になっております。また、高崎雨水幹線については、交差箇所での流下能力を調査した上で整備を検討してまいります。

3点目の西部地域の雨水対策についてですが、初めに浮島地区の雨水対策についてお答えいたします。

まず、刈った草が詰まったことに対する認識と対策についてですが、降雨時には現場を巡視し、雨水排水の支障とならないよう適宜刈り取った草やごみの撤去をしております。台風15号のときも夕方の時点では雨水幹線に流れ込んでいる状況を職員が確認しておりますが、今後も維持管理に万全を期してまいりたいと思います。また、東北本線と交差する部分の整備についてですが、全体の雨水計画の見直しを行う際、現状の断面解析や整備時期を調整してまいりたいと思います。

次に、高橋地域の雨水対策についてお答えいたします。

まず、完成時期を早めることについては、私も高橋地区の現状を思うとできるだけ早くそうさせたいのですが、東日本大震災の影響でJR東日本との協議が延期となり、水路用地の取得に関する土地所有者との交渉も滞ったことから、当初予定より1年おくれで平成26年度末に完了する見込みであることを御了承願います。

また、治水環境を悪化させるので、一本柳地区への工業団地造成を中止し、市街地の雨水対策を優先すべきとのことですが、これまで新たな企業を誘致することにより本市の経済発展と雇用の拡大にもつながることから、前向きに取り組んでまいりました。一方で、東日本大震災を受け、他方面での柔軟な活用も検討していく必要があることも認識しておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、この一本柳地区の造成事業とは関係なく、既成市街地の雨水対策は本市の最重要課題として事業を推進してまいります。

4点目の八幡排水区の雨水対策についてですが、まず西部地区の雨水と八幡排水区の雨水が台風15号の際に現雨水計画どおりに分離されていたかとの御質問と今後の対策についてお答えいたします。

本市の雨水計画では西部地区からの雨水の大半は仙台市中野ポンプ場に流入することになっており、当該ポンプ場が計画排水量毎秒約33.2立方メートルのうち整備済み排水量が毎秒20立方メートルになった平成17年度に、海老鉄工所の社屋付近、臨海鉄道の交差点所付近の幹線整備を行い、全量の中野ポンプ場に流れるようにしたものです。しかし、当時は残り2台の整備時期が全く決まっていなかったこと、その時点での八幡雨水ポンプ場が農業用排水用に使用していた旧施設のポンプ能力も毎秒約4立方メートル有していたこと、これまでの事業効果により高橋地区の浸水被害だけが際立っていたことなどを総合的に勘案して、万が一中野ポンプ場の排水能力を超える雨水が流入しても、ある程度対応できるよう接続部分を加工し、八幡排水区側にも流れるようにしたものです。

なお、今後の対策でございますが、中野ポンプ場が計画どおりに整備されるよう強力に働きかけをしていくとともに、八幡雨水幹線側への排水量を調節できるよう検討したいと思っております。

次に、旧八幡雨水幹線も活用しながら負荷軽減を図るべきではないかとのことですが、桜木地区と栄地区については今後の雨水計画見直しの中で検討しなければなりません。当分の間は暫定的に設置している上屋敷ポンプ施設も活用して砂押川に雨水を排除してまいります。

次に、八幡第一及び第二調整池については、雨水計画見直しの検討結果を受け、最も効果的な整備時期を定めてまいりたいと考えております。

5 点目の大代地区の雨水対策についてですが、東日本大震災による地盤沈下が見受けられる地区もあることから、現計画で進めるのではなく、実情を反映した全体計画を見直しながら個別の排水区単位での具体的な整備計画を策定した上で事業を実施してまいります。

最後の文化財行政の御質問につきましては、教育長から答弁させますので、よろしく願い申し上げます。私からの答弁は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

最後に、文化財行政については私の方からお答えを申し上げます。

まず 1 点目、震災下ではあるものの、来年は多賀城碑建立 1250 年なので、周辺一帯の土地買い上げと整備を県に求められたいとの御質問でございますが、本年度策定いたしました特別史跡多賀城跡附寺跡第 3 次保存管理計画を議員の皆様へ先般配付をいたしましたところでございます。本計画は、地域や市民の皆様からの御意見も踏まえながら、文化庁並びに宮城県と十分に協議をいたしまして、特別史跡多賀城跡等の適切な保存管理、整備、活用のさらなる推進を図るための策定をしたものであります。

御質問の多賀城碑周辺地区につきましては、本計画の中で特に重要な遺構が存在し、積極的に整備を推進する S 重点遺構保存活用地区に位置づけております。現在、震災復旧に係る諸事業を最優先にせざるを得ない状況下にあります。本計画を踏まえ、公有化と計画的な整備を県に働きかけてまいりたいと考えております。

2 点目の震災による自衛隊駐屯地内の火工部施設跡、王子チヨダコンテナ工場内の試射場跡等の早急な調査と文化財指定を目指されたいとの御質問でございますが、海軍工廠関係施設についてはこれまで史料調査や現地確認等を行いながら、現存する建物等の把握に努めてまいりました。その調査の中で、自衛隊駐屯地内に火工部の建物が現存していることを確認しておるわけであり。震災後、火工部、機銃部建物につきましては、自衛隊及び王子チヨダコンテナ仙台工場の協力のもと、被害状況調査を実施いたしました。火工部につきましては、12 棟ある建物のうち 10 棟の石づくり建物が甚大な被害を受け、また機銃部につきましても津波による建物の一部損壊や大量の瓦れき堆積などの状況を確認いたしております。そのような中、工場の機能停止を余儀なくされていた王子チヨダコンテナ工場が、すべての建物を一掃して現在地に新工場、新社屋を再建する旨の連絡を受けました。このような事態になったことから、全容解明のための緊急発掘調査や建造物調査を実施いたしました。また、このころとあわせて文化財保護委員会を開催いたしまして現地を視察するとともに、これまでの調査の概要と王子チヨダコンテナ工場の再建について報告いたしましたところであります。

文化財保護委員会としては、できれば保存が望ましいが、それが困難な場合は特に重要と思われる構造物の一部を保存するよう、できる限りの努力をしてほしい旨の御指導をいただきました。これに基づき、係る施設の解体を中断していただき、木造部分などさらなる調査を行い、また特に重要と思われる構造物の一部の寄贈を受けるための現在協議を行っているところであります。

松島地下工場につきましては、松島町教育委員会に確認したところ、状況確認は実施していないとの回答をいただいております。

なお、文化財指定を目指されたいとのことにつきましては、火工部施設跡については自衛隊の協力を得ながら調査を行い、保護、保存の方法等を探ってまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

私もいろいろ調査をした上での提起だったので、水害対策についてはそれほど認識のずれはないなと思いました。それで、何からやるかということなんですけれども、全体としていろんなことをやるには相当の時間と金がかかるんですね。そういう中で何からやるかということになると、中央排水区についてはまずポンプをすぐにつけないと、ほかのところになかなか手がつけられない状況だと私は思うんです、下馬も上がっていますし、留ヶ谷も上がっていますし。管理の委託を受けている方から聞いたら、ポンプ場に設置している機械室の下の層、そこに水が上がってきたと言っていましたので、まずポンプを急いでほしいと。25年度だと言っていますが、これは24年度中に何とかするように急いでいただきたいと思います。ポンプをつけて上流に手がつけられるという関係になっていくので、ぜひこれをお願いしたいと思いますが、市長の見解をお願いいたします。

それから、ほかの地区についても前向きな回答だったんですが、八幡排水区についてなんですけど、実は私、きのう午後3時、中野雨水排水ポンプ場を見てまいりました。仙台の下水道局に電話をしたら、わざわざ管理センターの所長が3時に来てくれまして、いろいろ説明してくれました。所長が言うには、ポンプを3台つけて、今1台が使用不能になっていると、電動の2台が使用可能だと。それで、ポンプはつくったんだけど、3台ポンプを動かすぐらい雨水が集まってこないんだと、3台動かさなきゃいけないぐらい雨水が来たことはないんだと、台風15号のときも2台で間に合ったんだと、こういう話だったんですよ。それはなぜかと。それは、高橋雨水幹線と六貫田雨水幹線の左側、要するに旧八幡幹線と交差するところの東側の壁、横腹をあけているからなんですよ。だから水位が八幡幹線の既存の底以上になったらどンドンどンドン八幡、桜木の方に流れていくんですよ。だから、せっかく3台ポンプ、中野ポンプ場につけたんだけど、2台動かすとあと水がなくなると言うんですよ。こんなばかな話はないでしょう。私は、そういう意味では八幡、桜木、特に桜木の被害についてはそういう意味では私は市役所のミスだったと思いますよ、今回の事態を招いたのは。そういう点では、私は高橋雨水幹線と六貫田雨水幹線のあの横穴というか、東側の壁については、私はすぐにふさぐべきだと思いますけどね。だから、現時点で仙台市にポンプをつけてくれと言ったって、多賀城市さん、水は来ないでしょうと言われるんですよ。だから、ポンプをつける前にきちんと向こうに流してやる必要があるんですよ。その点を私はちょっと認識を改めていただきたいと。直ちに八幡、桜木を守るための措置をとっていただきたいと思うんですけれども、この点について回答をお願いしたいと思います。

それから、前後しますが、一番最初の方の雨水排水路とポンプ排水だけでは対応しきれないようなところもあるんですね。揚げてもらわないとどうにもならないところが結構あるんですよ。そういうところについてはきちんと補助制度もつくってほしいと思うんですが、その点について回答をお願いしたいと思います。

それから、文化財関係ですけれども、これも教育長から前向きな回答をいただいたと思います。王子コンテナについては新しい工場をつくるということなので、文化財指定は無理ということで、できるだけ保存を目指すということだったので、そういう方向で頑張っ

いただきたいと思います。自衛隊内の火工部施設については、市文化財保存、できるかどうか協議してみるということだったので、これも進めていただきたいと思います。

それから、松島の地下工廠の関係なんですけれども、これは松島の地区にあるから松島の教育委員会にやっていただくということで、何とか、松島任せにするということはやめてほしいと思うんですよ。多賀城海軍工廠の重要な関連施設なので、私は県と多賀城と松島の教育委員会がきちんと連携をして、きちんと調査もやってほしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。1995年の文化財保護法の改定で、たしかそういう戦争遺跡等も文化財指定の道が開かれたと認識していますが、ぜひ松島についてはそういう方向で進めていただきたいと思うんですけれども、回答をよろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の中央ポンプ場をすぐということでございますけれども、私の方から答弁したように、これから詳細設計に入るということもございまして、すぐにできるかどうかというのは、建設部長の方から答弁させたいと思います。

それから、中野ポンプ場の方で3台は要らないと、2台だけで可能じゃないかということで、八幡排水区に流れていかないように壁をつくれということでございますけれども、技術的な問題もございまして、これも建設部長の方から答弁させます。

それから、3点目の土盛りの補助に関しましては、いろいろ検討してみたいということですが、私からは以上です。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

中央ポンプ場のポンプの増設でございますけれども、中央ポンプ場は当初の計画からポンプをもう1台入れるためのキャパを持っておりまして、建物もそのような構造になっております。簡単にポンプを買ってくればつけられるのかということ、そういうわけにはいかないの、やはり実施設計が必要になってまいります。それを24年度中に終わらせまして、25年度の早いうちにポンプの増設をしたいと考えております。

それから、中野ポンプ場の関係ですけれども、中野ポンプ場は2台で回しているわけですが、この間の雨で2台で間に合ったのかといいますと、実際は間に合っておりませんでした。仙台市の宮城野区の方で床下浸水、宅地の冠水であるとか道路の冠水等も見られておりますので、やはり2台では足りません。3台動いたことがないというお話ですが、過去に1回だけ、短時間ではございますが、3台動いております。

それから、八幡排水区の方に水が流れていかないように早急に手当てをするべきではないかということでございますけれども、市長の答弁にもありまして、八幡排水区側への排水量を調節できるような手段を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

海軍工廠については、この前の文化財保護委員会で、置かれた状況を踏まえながら、できるだけ努力をなささいということで、その点についてはしっかりやっていきたいと思えますし、なお松島教育委員会管轄のところなんですが、県、多賀城市、松島、今後そういうふうな協議ができればと思っております。以上であります。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

中野ポンプ場の関係についてだけ再々質問させていただきます。

私は、2台でいいんだという意味で言ったんじゃないですよ。要するに、仙台市下水道局の管理センターの所長が、3台動かさなきゃいけないぐらい水が流れてきたことがないんだと言っているんですよ。だから、それは中野ポンプ場にきちんと水が流れていかないような状況になっているということなのであって、それをきちんと流れるようにすれば4台目、5台目が必要なんです。それは仙台も同じ、仙台だって多分水路整備をやってないので、中野ポンプ場に余り水が行かない状態で、仙台の中野の排水区のあたりも床下浸水になったりしているということなのであって。だから、水路をきちんとつくればいいんです。問題は、仙台の方も多賀城の方も、水がきちんと中野ポンプ場にせっかく整備したのに行っていないというのが問題なんです、今の現状で言うと、ポンプを増設する前に。

私は、八幡ポンプ場というのは、西部に水が行かないような計算でそもそも水路の整備とポンプ場の設計をやっているわけでしょう。そこに西部地区に水を流してやったら桜木が水であふれるのは当たり前なんです、幾らポンプを整備したって。そういう計画なんですよ。だから、きちんと中野ポンプ場に、何十億円という金を払って水路の整備とポンプ場の整備をやってもらったんだから、西部地区の水については中野ポンプ場にきちんと流してやると。3台でくみ切れなかった、だから4台目が必要だ、5台目が必要だとなるんですよ。水が行かなかつたら、いや間に合ってますとなりますよ、これはどうしたって。だから私は、高橋雨水幹線と六貫田雨水幹線の水については水位が上がったって桜木に来ないようにする、全部中野に流してやるというふうにしなないと、ポンプ場を増設する必要性が出てこないんですよ、ポンプ場の管理部門としては。そういうことを言ってるんです。だから、私は、いまだに桜木に流す水を調節できるようなことを考えたいと言っている次元じゃないんじゃないかと、現状から見れば一歩前進ではあるけども。私はふさいでもいいんじゃないかと思っております。そもそもそういう計画で中野ポンプ場も、八幡排水区の整備もポンプ場もそういう設計でつくっているんだから、その点、再度回答をお願いします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

八幡排水区の計画につきましては、確かに議員言われましたとおり、西部地区の雨水は入ってこないものとして計画していることに間違いございません。ただ、震災後、一時期中野ポンプ場が機能停止で全くだめだったときに、八幡ポンプ場でもって高橋地区を救ってきたという実績もありますので、完全にふさぐということではなくて、非常の場合には八幡ポンプ場も活用できるような方策も考えておくべきではないかと考えております。

○議長（板橋惠一）

ここで 10 分間の休憩といたします。

再開は 11 時といたします。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 11 時 00 分 開議

○議長（板橋惠一）

再開いたします。

4 番深谷晃祐議員の登壇を許します。

（4 番 深谷晃祐議員登壇）

○4 番（深谷晃祐議員）

通告どおり、乳幼児医療費助成制度の所得制限緩和について質問させていただきます。

2009 年 8 月、民主党政権が誕生いたしました。当時のマニフェストに控除から手当へ転換するため、所得税の配偶者控除、扶養控除を廃止し、子ども手当を創設、月額 2 万 6,000 円の支給を行い、1 人当たりの年額が 31 万 2,000 円という約束でした。当時の選挙戦を振り返りますと、どの政策をとっても、財源確保をどのように行い、政策を具現化するのが不思議でした。あれから 2 年が過ぎましたが、実際には国民との契約とまで言われた約束の半分であります。さらに、子ども手当の財源の一つであった年少扶養控除の廃止によって所得税額や住民税額が上昇し、それに伴い国民健康保険税等や保育料など所得税額等を基本とした各種福祉サービスの自己負担額が上昇し、家計を圧迫しております。

そこで、日本の未来を背負う子供たちを安心して産み育てられる環境だけは維持しなければならぬと強く感じております。同時に、私は直接支給よりも、間接支給の政策を推進すべきだろうと常々考えております。そんな思いから、乳幼児医療費助成制度の所得制限枠緩和について質問させていただこうと考えました。

まず初めに、多賀城市の乳幼児医療費助成制度は、宮城県の子育て支援策にのっとって履行されております。近隣市町村では塩竈市、七ヶ浜町においても多賀城と同様の形です。この制度の思いは、乳幼児が受診した場合に係る医療費の一部負担金を助成することにより、乳幼児家庭における経済的負担を軽減することで、乳幼児の適正な医療機会を確保し、児童の健全育成を図ることを目的とした制度です。上を見れば切りがありませんが、高校卒業までを対象という自治体もございます。2010 年度の統計では、就学前が 543 市町村、小学校卒業までが 415 市町村、中学校卒業までが 696 市町村となっており、この制度がいかに子育て支援につながっているのかがわかります。県内では、大衡村が所得制限をなくし、高校卒業までの支援策となっております。多賀城市も大衡村のように支援策を講じていただければありがたいのですが、それこそ財源の確保はどうするんだという話になるのかと思いますので、そこまでとは申しません。

しかし、多賀城市の子育て世帯も年少扶養控除の廃止によって本年 9 月末で助成がなくなり、ことし 10 月 1 日から乳幼児医療費助成の対象とならない世帯が前年度と比べて全体の約 23%となっており、この数字は全体の約 4 分の 1 が対象から外れたことを意味します。前段でも述べましたように、子ども手当は半額、控除は廃止では話になりません。市長の

施政方針にもありましたとおり、子育て支援の充実とは今まさに子育て世帯を直撃している課題の解決に向け取り組むということであり、今回の一般質問は子育て世帯の生の声であります。前述のとおり、所得制限をすべて撤廃してくださいということではなく、本年10月1日から対象外となり、前年度まで対象となっていた世帯の12%の世帯は乳幼児医療費助成の対象として市長の政策の一環として取り組むべきだろうと強く思い、質問させていただきました。市長の理解ある答弁と多賀城市が子育て世帯にも優しい自治体であることを発信していただければ幸いです。温かい御答弁を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の乳幼児医療費助成制度は、宮城県の乳幼児医療費助成制度をもとに所得制限等の基準を定め実施しておりますが、平成23年10月1日現在、所得制限により対象外になっている方は全体の約11%となっております。このたびの年少扶養控除の廃止により、平成24年10月から所得制限により助成対象外になる方は全体の23%になるものと見込んでおります。所得制限の緩和を実施する場合、さらに単独の財源が必要となりますが、現在、市では災害復旧を最優先の課題として取り組んでいるところであり、財源の確保は大変厳しい状況でございます。しかしながら、乳幼児医療費助成制度は子育て支援に大変有効な施策でありますことから、年少扶養控除を適用したものととして現在の助成を維持してまいりたいと考えております。

なお、今後とも現行の医療費助成制度を維持するため、国及び県に対し強く要望を行ってまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

温かいのか温かくないのか微妙なところではございましたが、再度質問させていただきます。

この乳幼児医療費助成制度というのは、子育て世帯の負担軽減を図ることはもちろん、あわせて少子化対策の重要な施策の一つでもございます。今回のこのケース、年少扶養控除の廃止によって、23年度、本年10月1日から助成対象とならない世帯が約12%、先ほど質問させていただきましたとおり大体4分の1の世帯が対象とならないわけですが、さまざまなそういった世帯の方から話をお伺いさせていただきますと、例えば年に一度、こども病院で検診を受けなければいけない世帯がございます。この世帯というのは、先天性の病気で年に一度そこで検診を受けるに当たってMRIを1回撮らなければなりません。そのときの自己負担額というのがどれくらいかということは調べようがなく、乳幼児医療費助成がなくなったことによって、そういった子供の検診の機会をなくしてしまうと。今のところ変わらないから病院で検診しなくても大丈夫だろうというような子育て世帯もございます。この乳幼児医療費助成制度で子供たちに適正な医療の機会を確保するということは、これからの復興に当たって多賀城を再生していく、再興していく中で、これから

我々から、先輩方からそれをつなぐ世代として本当に健全に育成していかなければならない世帯であって、その世帯を守る有効な施策として乳幼児医療制度があるのかなと私は考えております。

その点については市長も同様だと思いますが、前述、1回目で述べましたとおり、控除から手当へ、現在は半額支給、10月からは3歳までが1万5,000円、中学生が1万円、3歳以上も1万円、第3子以降は1万5,000円という子ども手当の形になるんですけども、それでもまだ子供の医療費は県平均で年間約18万円ぐらいかかります。月額を現在の子ども手当の数字で計算しますと15万6,000円ですので、県平均の家庭にも満たないような状況でございます。これは市でどうこうという課題でもないんですが、現在そういう形で子育て支援がなされていく中で、多賀城市としてやはり独自で、県の支援と同様にやらなければいけないこと、県以上に多賀城市としてやれる部分というのは、復興もあわせてですが、これからの復興を担う子供たちをいかに大切に育てていくかということも市政としては大切なことかなと思います。この点について、1点、市長の御答弁を求めたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員がおっしゃるのはそのとおりだと私自身も思います。そして、今の乳幼児医療制度の関係で宮城県と同じようにやっているわけですが、一番、多賀城、塩竈、七ヶ浜、最下位になっているわけですが、今回、先ほど答弁でもお話ししたように東日本大震災ということもあって、ちょっと先行きがまだ読めない部分もかなりありますので、できればもうちょっとランクを上げたいと思っておりますけれども、もう少しその様子を見させていただいて、考えてみたいなという思いでございます、その辺の気持ちもお含みおきいただきたいなと思っておりますので、ぜひ御了解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

わかりました。その辺については大切なことが本当にさまざまございます。ですが、先ほど私が述べましたように、これからを担う子供たちでございますので、今、新年度予算に向けて各課取り組んでいるところだと思いますので、その辺、関係部署等と市長の意向と連携をしながら前向きに検討していただきますよう、心からのお願いを申し上げまして、答弁は結構でございます、よろしくお願いたします。

○議長（板橋恵一）

2番戸津川晴美議員の登壇を許します。

（2番 戸津川晴美議員登壇）

○2番（戸津川晴美議員）

通告に従いまして、私の質問は大きく2点ございます。

1 点目は、まず子宮頸がんワクチンなど 3 種ワクチンの助成の継続と拡大についてであります。

国による子宮頸がん予防ワクチンなど 3 種のワクチン接種緊急促進事業は、平成 22 年 11 月 26 日に決定をいたしまして、平成 23 年度末までの時限措置として実施されてまいりました。本市におきましても、国と費用を折半しながら平成 23 年 2 月からこの事業に着手をいたしまして、現在に至っておるところでございます。「今まで受けたいけれども高額のために受けられなかった。あきらめていたんだけど本当に助かります」と、こういう声が多く寄せられているところでございます。

しかしながら、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、事業が始まって間もなく痛ましい事故が 3 例ほど起こりまして、その原因解明までのほぼ 1 カ月間は事業が停止となっております。その後、この原因に関しましてはワクチン自体に問題があるのではないということが判明をいたしまして、事業が再開し、今日に至っております。また、子宮頸がん予防ワクチンにつきましても、当初、供給不足という事態が発生をいたしまして、これもやはり一時休止という事態を迎えまして、決してこの事業は順調とは言えない状況にありました。その上、この震災で本市におきましても、震災以降、医療機関は大きな混乱状態の中に入りまして、当該対象者に十分にこの事業が行き渡ったとはとても言えない状況が見られます。

ちなみに、本市における 9 月末時点での接種率は、ヒブワクチンでは 28.8%、小児用肺炎球菌ワクチンでは 29.7%、子宮頸がん予防ワクチンでも 26.8%という低い接種率になっておりまして、期限となる来年 3 月 31 日までにコンスタントに接種率が伸びたといいたしましても 6 割弱の接種率にしか達しないという状況になってまいります。

これではせっかくの事業でありながら半数近い対象者に利用ができない状況となってまいります。より多くの該当者に利用していただきたい、とうとい命を病気から守りたい。この事業の継続をぜひ国に強く要請するとともに、現在は任意接種となっておりますが、これを定期接種に国の制度確立を求めながら、あわせて要請をしていただくことを求めるものですが、いかがでしょうか。

そして、このワクチンにつきましては、当初から私は問題とさせていただいておりますけれども、この助成の対象外となりました高齢者用の肺炎球菌ワクチンについて伺います。

本年 10 月から日本赤十字社並びに医師会の協力によりまして、当地被災地などでは 70 歳以上の高齢者に対しまして肺炎球菌ワクチンの接種費用が全額補助され、多くの該当者から喜びの声が寄せられているところでございます。「肺炎になりやすくなって心配なので早速受けてまいりました。これで少し安心します」とか「肺炎になると子供たちにも世話をかけることになる。だからすぐに受けてきたんですよ」などなどの声が寄せられているところでございます。全額補助になれば、このように多くの高齢者が救われるのではないのでしょうか。肺炎による全死亡者の 95%は 65 歳以上の方でございます。そしてまた、肺炎で一番多いのがこの病原菌によるものでございます。高齢者用の肺炎球菌ワクチンもぜひ国の助成の対象とするように強く要請していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。通常自費で 8,000 円以上かかるワクチンでございます。年金暮らしの高齢者にとっては大変な高額でございます。今回、無料で受けられた方々も、次回、4 年から 5 年後だそうでございますけれども、「次回受けるときには 8,000 円を負担するんですよ」と、こういう落胆の声も寄せられております。年金もこれから徐々に減額されるやに聞いておりますし、消費税も上がりそうだ、医療費の窓口負担も何と 70 歳から 74 歳は 2 倍になるかもしれない、さらに診療のたびに定額負担になるなどなど、高齢者にとっては大変不安な材料が増すばかりでございます。国の助成が実現しないというのなら、せめて本市において

独自にこれら高齢者に温かい施策の検討を求めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2 点目に移ります。

仮設住宅の改善を県に求めることについてでございます。

現在、市内 6 カ所、373 戸の仮設住宅に 332 世帯 697 人の人がお暮らしでございます。この間、心配されておりました冬の寒さ対策も順次進み、二重窓の整備、さらに風除室の設置など、入居者からは安堵の声が届いております。「二重窓で暖房費を幾らか節約できそうです」とか「風除室の設置で玄関が広がって本当に助かります」など、笑顔で話してくださる姿に救われる思いがいたしております。また、かねてから問題視されておりました消火器の全戸への配置、また高齢者にとっては危険で歩きにくい砂利の問題も簡易舗装に向けて計画が進められているとお聞きいたしました。

そこで、新たな要望といたしまして、ぜひ県に伝えていただきたいことがございます。各戸の戸外に設置されております物干し台、この物干し台にぜひ雨よけのひさしを取りつけてほしい、この要望でございます。日中は留守になるという家庭も多く、急な雨で洗濯物がぬれてしまうという事態の解消のためにも、この要望をぜひ県に伝え、改善を求めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1 点目の 3 種ワクチン助成の継続と拡大についてですが、国に対して現行の補助制度継続に加え、定期接種化と財政支援を全国市長会等を通して要請しているところです。事業の継続については、議員御承知のとおり、東日本大震災により市の財政が一層厳しさを増していることから、国の補助制度がなければ事業の継続も難しい状況でございますが、県に確認しましたところ 12 月末に国の方針が決まるとの回答でしたので、その動向を注視してまいります。

次に、高齢者用の肺炎球菌ワクチンにつきましても、あらゆる機会をとらえて要請してまいります。御提案のありました市独自の助成策につきましても、国からの必要な財源の支援がなければ新規に事業を開始することは非常に難しい状況であることを御理解願います。

なお、本年度におきましては、日本赤十字社と宮城県医師会との共同事業で 70 歳以上の高齢者を対象にワクチン接種が実施されておりますので、今年度中により多くの方々に接種していただくよう PR に努めてまいります。

次に、2 点目の仮設住宅の改善についてですが、現在、宮城県による寒さ対策の一環として各種の工事が行われており、風除室、二重サッシ、暖房便座の設置がほぼ完了し、引き続き雨どいの設置、駐車場等の簡易舗装が行われる予定となっております。

御質問のひさしの取り付けについてですが、県及び施工業者に確認しましたところ、仮設住宅自体がひさしを設置できる仕様とはなっておらず、強度確保が困難であること、日照が遮られ、採光確保が困難となることにより、設置は難しいとのことでしたので、ぜひ御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

まず、3種の方ですけれども、12月末に国の動向が決まるということで、ぜひいい方向に進むように、市長からも声を上げていただければと思います。国の方でも、やはり前年度、この事業を始めるときに24年度についても予算編成の過程では検討するということがつけ加えられていると聞きましたので、ぜひ継続を被災地から声を上げてやっていただきたいと思います。

それから、例の定期接種化のことですけれども、これについても国の方では厚労省の予防接種部会において接種化に向けて制度を変えていこうという提案もなされているやに聞きました。この件もやはり接種率が悪いということの一つの原因として任意接種であるということも絡んでくると思います。ぜひこれは国に定期接種にしてくれということを含めて声を上げていただきたいと思いますので、再度御質問をさせていただきます。

また、高齢者用の肺炎球菌ワクチンのことですが、私もこの制度が日赤で進められまして、本当に皆さん御承知かどうかと思ひまして、心配になりまして、こういう制度を今やっているんですよ、御利用になりましたかと、知り合いの方に歩いたんですけれども、本当に11月の中旬から末にかけてずっと歩きましたら、ほとんどの方が「わかってました、わかってました、もう受けてきました」とか、そういう物すごい、何ていうんでしょうか、待っていた施策であったということで、「本当にありがたいですよ」という声が物すごく寄せられているんです。

ところが、この事業は義援金が原資でございますし、日赤がやってくれているということもありまして、19万人になったらもう終わりなんだと、こういう施策なんだそうでございます。今年度じゅうに70歳になられる方は、私の予想では本当に、70歳になられる方はほとんどの方が受けると思います。だけれども、何ていいますか、来年70歳になられる方はそれを受けられないわけございまして、しかも、私はさっきも言いましたけれども、お聞きしましたらこのワクチンは一度受けていけば4年から5年くらいは有効であるというものらしいんです。私は、国がどうしても腰を上げないのであれば、ぜひ70歳になられた、その年にという制度でもいいと思うんです。そして、8,000円全額を負担するというのは無理かもしれませんけれども、せめてその半額を負担していただいどれぐらいの予算になるんだろう、70歳になった人に限って多賀城市でやりますよというような施策を考えていただきたいんですけれども、その場合の予定のお金がどれぐらいかかるかという、もしそういう試算がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

あと仮設住宅のことについてなんですけれども、本当に次々と県の方でも要望を聞き入れていただきまして、どんどんよくなっていることに本当に安心をいたしているところです。昨日も仮設住宅をずっと回ってきたんですけれども、一つ気になっておりますのは、鶴ヶ谷にあります野球場の階段です。さきにも佐藤恵子議員から、あの階段は冬になったら危ない、そして冷たいし、急だし、雪なんか降ったらうんと危険ではないかという御指摘があったと思うんですけれども、スーパーに通じる階段、こちらが設置した階段のことでご

ざいます。あの段階の対策をこれからどうしていかれるつもりなのか、もしわかっていたら……。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員、今質問されていることは質問要旨に入っておりませんので、その辺を精査して質問してください。

○2番（戸津川晴美議員）

仮設住宅全般ということでだめでしょうか。だめであればやめますけれども、そのことが大変気になっているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

3種ワクチンの関係でございますけれども、これは一生懸命国の方に働きかけていきたいと思っております。

それから、肺炎球菌ワクチンの関係は、大体5年有効ということで、先ほどの答弁でも申し上げましたように、できるだけ今年度中に多くの方が受けていただければ、多賀城市の負担金関係も少なくなってくるわけですから、できれば早目に受けていただくように、戸津川議員からも声がけのほどをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それから、ワクチンの試算、どのくらいかかるかということに関しては、保健福祉部長の方から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

先ほど70歳到達者ということでの話でございましたが、70歳に到達する方を四、五百人ということで計算すれば、500人で計算して8,000円ですから400万円ということになるかと思えます。

○議長（板橋恵一）

2番戸津川晴美議員。

○2番（戸津川晴美議員）

高齢者の肺炎球菌ワクチンについての御試算ありがとうございました。400万円という話でございました。財政が大変だとはいえ、やればできる額ではないかと私は思いますけれども、再度、これが例えば半額でも私はいいと思うんです。全額が一番いいでしょうけれども、私が常に言っているように、高齢者の人たちに多賀城市が高齢者の人にも温かい施策をしようとしているんだということを表明するといいますか、そういうメッセージを高齢者の人に届けるためにも一歩踏み出していただきたいと思うんです。半額でも何とかで

きないものだろうかと、高齢者の大変喜ぶ顔を見ておりますと切に願うものですが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほどの深谷議員にも答弁したように、乳幼児医療制度の問題もこれありで、高齢者に対してもこれありで、当然それなりに財政的に豊かであれば幾らでもできるわけでございますけれども、今、まず第一義的には大震災に対してどう立ち向かうかということが多賀城市では大切だと思いますので、その辺のこともよく考えた上で頑張っていきたいと思しますので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（板橋恵一）

10 番森長一郎議員の登壇を許します。

（10 番 森 長一郎議員登壇）

○10 番（森 長一郎議員）

私の今回の一般質問は、東日本大震災後の多賀城市シルバー人材センターの運営についてであります。

この件に関しましては、くしくも昨年 12 月 14 日、ほぼ 1 年前になりますが、平成 22 年第 4 回定例会の一般質問でも取り上げております。それは、平成 22 年 11 月 15 日の第 3 弾行政刷新会議の再事業仕分けにより、人件費、管理費は削減可能、全国シルバー人材センター事業協会は廃止すべき、民間委託に全面的に切りかえるべき、可及的速やかに 1 年以内に実施は基礎自治体に任せるべき等意見が出て、評価の結果、「予算要求の 3 分の 1 程度を縮減、全国シルバー人材センター事業協会の廃止の検討、長年にわたっての 2 分の 1 の補助という既得権益が大きな問題点、民業圧迫の実態調査を直ちに実施」が取りまとめられたのであります。

平成 8 年のシルバー人材センター連合制度が開設以来、平成 22 年度については国庫補助金は 33 億円減少しましたが、団体数は 1.4 倍の 1,332 団体、会員数は 1.9 倍、80 万人と着実に実績を重ねており、センターの効果的、効率的な運営努力の結果と言えるのであります。

しかし、今年度はさらに事業仕分け第 1 弾の評価結果の確実な実施ということから 20.3% という国庫補助の大幅な縮減の方向性が打ち出され、多賀城市においても多賀城市の 60 歳以上の高齢者の雇用、社会活動、健康、生きがいづくりのコーディネートに尽くされ、事業の効果的、効率的に人員不補充で努力し、昨年 4 月に開設したシルバーワークプラザの指定管理者としても頑張っている多賀城市シルバー人材センター運営事業への大きな影響が考えられることから、当局にも支援を求め、答弁では市長みずからその存在のニーズ、必要性を認めていただいたのであります。

そこで、今回の本題であります。今年度、同センターには国から宮城県シルバー人材センター連合会を通し高齢者就業機会確保事業費補助金として平成 21 年度から約 500 万円減少の 710 万円の補助と大変厳しい運営を強いられてきたのであります。3 月 11 日の東日本大震災において、地域高齢者のために 28 年間努力を積み重ね開拓してきた受託先である企業も被災され、撤退、一時休業等の影響で、受託継続不能と予測し得ない状況となり、

5月の補正において受託金額は約4,500万円の減少、手数料である事務費、運営費は約340万円の減少に及んでいるのであります。

このように、多賀城市の高齢者の生きがい、健康づくり、生活費の補てん等の受け皿であるシルバー人材センターも、国策、震災により大きな痛手を受けており、市当局に支援を求めらるるものであり、対応を伺うものであります。

御答弁をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員からの御質問にお答え申し上げます。

3月11日に発生した未曾有の大震災により、本市は市域の3分の1が津波により浸水し、工場地帯を構成している企業が壊滅的な被害を受け、地域経済に大きな影響が出ております。その影響はシルバー人材センターの受託金額にもあらわれており、10月末時点での受託金額を前年同時期と比較いたしますと約13%の減収となっていることも承知しております。現下の厳しい状況は十分認識しており、現在、国において補正予算を編成し、災害復興策を示しているところであることから、国の動向を見守りながら、シルバー人材センターにとって就労機会の拡大につながるような情報提供を行うなど、今後とも適切な支援を行ってまいりたいと思っております。

さらに、多賀城市震災復興計画におきましても、仕事、産業の再興を重点課題の一つと位置づけており、総合的な復興計画の推進を図ることが活力ある地域経済のさらなる活性化につながり、シルバー人材センターにとっての受注拡大にもつながっていくと思っておりますので、最大限の努力を傾注してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

非常に前向きと言おうか、シルバー人材センターに対しての温かい御答弁ありがとうございました。

今、市長がおっしゃっていただいた国からの緊急雇用創出事業について、実際資料を集めて調べました。シルバー人材センターに関して、この震災に関しても職をなくされている方々ないし被災されている会員も、実際伺ったところ、現在477名の会員がいるんですが、139名の方が被災されていらっしゃる。また、職をなくされて、健康、生きがいに関して将来を示してあげられればいいのかなど。シルバー人材センターが不安であればあるほど、なかなか、ないし人口減少傾向にもあることでありますし、実際高齢者の数はそれこそ4割にすぐに届くだろうというふうにも思うのであります。ぜひその辺で、再確認でありますけれども、具体的に緊急雇用創出事業の中でシルバー人材センターの会員についても失業者とみなしていいというようなおおむね理解が国の方でもされたようでありますし、ぜひその辺傾注していただければと思います。一言だけよろしくお願ひします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

うちの方の市としても、国の方では大分減らされているんですね、シルバーに対しての。でも市の方としてはずっと1,300万円ということでバックアップしているという状況でございます。去年と比べても、先ほども申し上げましたけれども、仕事の内容が減らされているということで、特に被災したところからの受注というのが、当然津波でやられたところが主なところでございますから、大変な状況になっているということで、私自身もシルバーのことは大いに考えてバックアップしていきたいという思いは森議員と同じでございますから、ぜひその辺のことも御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

ありがとうございます。同じ方向を向いていけるということは、多分シルバー人材センターの方々、本当に休日も返上して一生懸命会員のことを考えて頑張っていると思います。実質この緊急雇用創出事業に関して、たまたまパイの奪い合いのような形にならないように考えていかなければ、要は新しい雇用を創出していかなければならないというのがありまして、まず同じ器の中でパイを奪い合うような形ではちっとも復旧につながっていかない。要はワンポイントつなぎの部分であると。結果何が起こるかという、それは雇用がどんどん失われていくだけである、パイはふえていかないという現状にもなりますし、ぜひその辺パイの奪い合いではなくて、まずそれこそ少し器を大きくしていくということが、今は多分、多賀城市もやっていることは同じことだと思いますので、復旧から復興へ、そして発展をしなければいけないというふうな、財源にもつながっていくことだと思いますし、シルバーの運営と全く同じことだと思いますので、ぜひまず耳を傾けていただいて、ソフトの部分、財政的な1,300万円の補助を市からも出してあります。その使い道と、あとはノウハウ、農業関係にも、第6次産業といわれる農業関係にも、最近ハンドブックの中にもあります。もし、建設関係には多分シルバーは適用されないということなので、各分野コネクットの役割をしていただければなと思います。もちろん仕事としてシルバー人材センターはコーディネーターという立場でありますけれども、そのコネクットをするのは市の役割でもあるのかなと思いますので、ぜひよろしくどうぞお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

3 番江口正夫議員の登壇を許します。

(3 番 江口正夫議員登壇)

○3 番 (江口正夫議員)

自由民主党会派の江口であります。

通告どおり 3 問質問をいたします。

まず第 1 問は、災害時要援護者対策についてであります。

今回の東日本大震災におきましては、122 名の本市民のとうとい命が失われ、そのうち 3 月 11 日に亡くなられた要援護者は 16 名確認をされております。心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、本年度から新防災行政無線装置が設置をされ、また新災害時要援護者支援システムが構築されることとなり、要援護者対策が大いに改善されるものと期待をされます。私は、震災直後の救助活動の現場での体験に基づきまして、今後の要援護者対策に資するため、そして新要援護者支援システムの運用を補完するために、3 点質問をいたします。

第 1 点は、要援護者の情報共有化の拡充が図れないかということであります。

現状では、市当局は要援護者の名簿を本人の同意を得て、行政区長、民生児童委員からの情報と住基台帳に基づき作成をし、行政区長、民生児童委員と誓約書を交わして厳重に保管されています。一部の情報管理者のみが管理しているために、発災と同時に情報の活用が十分機能されなかったと考えております。震災後、一部住民への聞き取り調査では、要援護者が近隣にいるにもかかわらず、その存在すら知らない、また知ってはいたが安否確認はしなかったといった声を聞きました。私は、発災直後、とっさに近隣の歩行がやや不自由な高齢者の安否を確認し、近隣住民に「津波が来ます。高台に避難してください」と叫び回りましたが、多くの住民は逃げるのが精いっぱい状況でありました。復興計画案では「まず逃げる」を基本とし、多重防御による津波被害の減災、新防災行政無線装置等による情報の速達、避難ビルの指定等によって市民の生命、財産を守るとしております。しかし、逃げるのが困難な要援護者の避難に対して、発災直後に大きな役割を担う地域住民、自主防災組織、消防団分団は要援護者の情報を持っておらず、どこにどのような要援護者が所在しているのか把握できていないのであります。平素からの近所づき合い、コミュニケーションを深めるだけでは情報の収集は限られ、地域での避難支援対策もなかなか進んでいないのが現状です。そこで、私は、行政区の班長、自主防災組織、消防団分団にまで要援護者の情報を共有し、平素から要援護者の所在をきめ細かく把握することにより、災害と同時に迅速な救助活動が可能になると考えます。情報共有化の拡充について御見解をお伺いします。

第 2 点は、河北新報が在宅障害者世帯に対して要援護者の避難支援ガイドラインに基づく住所登録制度に関するアンケート調査を実施した結果、6 割以上が同制度を知らないと答えております。本市民にも同制度が必ずしも普及されていないのではないかと思います。要援護者の把握、そして地域住民の協力支援を進めるためにも、市民への要援護者対策の広報の充実、手引書の配布、また情報管理者には要援護者所在マップを限定配付して、より一層の理解を求めることが必要であると思いますが、御見解をお伺いします。

第 3 点目は、要援護者対策の資機材、設備等についてであります。

現行の本市地域防災計画の各避難所の防災資機材保有状況一覧表では、要援護者の救助活動に当たっての必要な資機材等が含まれておりません。そこで、自主防災組織、近隣住民、消防団分団が軽易に使用できる車いす、ストレッチャー、救命胴衣等の整備及び収納庫の整備をしてはかがかお伺いします。

また、救助後の医療看護に役立つ救急医療情報キットの配付、加えて、現行の大規模災害時の指定避難所の中から福祉避難所に準ずる避難所を指定し、福祉施設または医療機関への患者搬送の間の応急医療看護体制の充実を検討されてはかがかお伺いします。

次に、大きな2問目の防災訓練の充実、強化について2点質問をいたします。

本市では、5年に1回、総合防災訓練が実施されておりますが、隔年に自主防災組織、関係機関の指揮機関等の参加を得て機器情報訓練を実施し、情報の伝達、安否の確認、応急避難活動の機能別訓練の検証を行ってはかがかお伺いします。

また、総合防災訓練は3月11日に設定してはかがかお伺いします。

2点目は、自主防災組織の活性化についてであります。

各行政区には、毎年、本市の講習で防災リーダーが養成され、各行政区には4ないし8名の防災リーダーがおります。また、自主防災組織化率は94%であり、ほぼ各行政区につくられております。行政区によっては積極的な活動を行っているところもありますが、防災リーダーの6割以上が65歳以上の高齢者であること、仕事の都合上等の要因により活動は全般的にはやや低調であります。自主防災組織は、近隣住民と連携し、発災直後から消防団、自衛隊の組織的な活動が発揮されるまでの間の主導的な役割を担う大きな力でありませぬ。そこで、防災リーダーの若年化を図るため、養成講座を平日から土日への開催に変更、受講資格者の若年化への年齢制限、また防災意識の維持を図るため、講習後の一定期間に定期的な防災教育の実施、加えて防災訓練への参加を奨励するため、訓練優秀者に対する報奨制度の導入及び防災リーダー服作製のための助成並びに行政区の要援護者個々の避難支援プランの作成のための研修会等を行ってはかがかお伺いします。

最後に、3問目の八幡小学校通学路の交通安全対策について質問いたします。

本年9月に仙台市の市道で下校途中の学童が交通事故に巻き込まれ、1名が死亡し、2名が大けがをする悲惨な事故が起きています。現場は一方通行の歩道のない狭い道路でありました。学童の通学路は最も安全な経路が指定され、交通指導員や父兄の方、ボランティアの安全指導等、そして何よりも学童たちの自己防衛によって登下校の安全が守られています。しかし、通学路としては狭隘な生活道路もあり、中には歩道がしっかりと整備されていない危険なところもあります。要所要所には横断歩道の標識、学校、保育所の近くには「学校あり」の標識が見られますが、安全面を考慮しますと不十分であると考えております。

そこで、八幡小学校の通学路を取り上げますが、窪2号線、庚田2号線並びに馬場線に安全さくまたは縁石の設置、そして夜光塗料を施す措置をして安全を高めていただきたいと思います。あわせて、通学路の表示、安全標識、車両の徐行規制等も考慮していただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。以上をもちまして終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

江口正夫議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の災害時要援護者対策についてでございますが、要援護者の情報共有に係る御質問につきましては、現在、要援護者の情報共有のあり方も含め、あらゆる角度から検証しているところでございます。この検証作業では、今回の反省を踏まえ、平常時から要援護者情報を共有し、災害時に備えることを重要な項目として位置づけており、個人情報保護に十分留意し、検討を進めてまいります。

次に、要援護者の所在マップ並びに要援護者対策の手引書作成でございますが、現在、要援護者情報を地図上に表示する機能を備えた災害時要援護者支援システムへの更新作業を行っているところでございます。要援護者所在マップの配付につきましても、個人情報の適正な保護と利用を念頭に配付範囲を検討してまいりたいと考えております。また、手引書につきましては、要援護者対策が円滑に展開するよう関係者に対し配付してまいります。

次に、要援護者の救助、支援に資する資機材、設備の整備充実を図ってはいかががとのごとでございますが、いざというときの情報共有に使用する救急医療情報キットの配付につきましては、要援護者対策に含めて対応を検討してまいります。

また、御提案の福祉避難所の指定につきましては、大変重要な課題であると認識しており、東日本大震災の発生前において施設の協定を締結する寸前まで協議が進んでいたところでございます。しかし、今回の被災状況がこれまでの想定をはるかに超えるものであることから、今後の地域防災計画の見直しを踏まえながら福祉避難所の指定のあり方等を検討してまいりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

2点目の防災訓練の充実、強化についてでございますが、これまでは各行政区において自主的に防災訓練を実施してまいりましたが、地区からの要請があった場合は職員を派遣し、必要に応じ訓練運営等に協力してきたところでございます。今後は、東日本大震災の経験を踏まえ、地域防災計画等マニュアルの見直しを図る中で、御指摘のように自主防災組織との機能別訓練等についても考慮してまいります。

なお、総合防災訓練の実施日を3月11日にしてはいかががとの御質問でございますが、補正予算特別委員会での御説明のとおり、来年3月11日は東日本大震災の追悼式を予定しております。翌年度以降の防災訓練の実施についてですが、訓練実施には市民、ほかの行政機関、民間企業等との十分な協議や調整をしていかなければならないこともございまして、年度末の開催は困難であると考えます。実施日につきましては、多くの方が参加しやすい時期や曜日等を考慮し、関係機関と調整を図りながら、最も適切な日に行いたいと考えております。

地域防災リーダー育成講座は、地域の自主防災組織結成への支援及び既存の自主防災組織の充実を図ることを目的に、平成16年度から昨年度まで計5回実施し、さらに平成18年度と19年度には当該講座を修了した受講者を対象にフォローアップ研修会を実施しており、地域の防災活動を担う人材の育成を図ってきたところでございます。今後は、東日本大震災の経験を踏まえ、要領や研修内容の見直しを図り、今後も当該事業を継続実施してまいります。

自主防災組織としての要援護者に対する支援体制の確立や防災訓練への参加率向上については、市民の防災や減災に対する意識の高揚を図らなければなりません。そのために、これまで各地域等で行ってきた防災講座、出前講座をその枠にとらわれず、小中学校や企業等において実施してまいります。

最後に、八幡小学校通学路の交通安全対策についてですが、御質問のありました市道窪2号線、庚田2号線並びに馬場線につきましては、いずれの路線も道路幅員が4メートルに満たない箇所がある狭小な道路となっております。このことから、安全さくや縁石を設置し、歩道を設置することは道路構造令上からも難しいと考えられます。通学路の標識、看板設置につきましては、現状を確認の上、設置場所などについて検討してまいりたいと考えております。

また、一方通行や時間帯車両通行禁止及び徐行等の車両規制については、通学路児童の安全確保と通行車両の利便性などを総合的に勘案した上で、県の公安委員会において決定されることとなりますので、本市としましては必要に応じて塩釜警察署と協議をしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

3番江口正夫議員。

○3番（江口正夫議員）

情報の共有化の拡充についてでございますが、前向きな御回答をいただいたと受けとめますが、個人情報保護条例というものが本市にもございますけれども、その中の第7条で情報の収集制限、第8条で利用及び提供の制限というところで、本人の同意があるとき、あるいは個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められたときは許されるというふうに解釈できる規定がございます。もちろん個人情報の目的、基本理念については理解をしておりますが、必要な手続、措置をすれば拡充ができるのではないかと思います。情報資料が情報となるためには目的に適用して使用されなければ生きた情報になりませんので、この点十分に御理解をいただいて、拡充に向けての御見解をもう一度お願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

あと1点ですが、先ほどございました八幡小学校の交通安全対策についてでございますけれども、先ほど市長からございましたけれども、国土交通省の道路構造令、省令に基づきますと、この3路線につきましては第3種5級または第4種4級道路に当たると思われます。この場合に、第8条の路肩のところでは、車道の左側に設ける路肩の幅員は0.5メートル以上と規定されております。なおかつ第5条の車線等では、ただし書きですが、交通量、地形の状況によっては3メートルとすることができると書かれております。窪2号線につきましては、市の資料に基づきますと幅員が3.9から5.3、馬場線については3.9から9.6、庚田2号線は2.5から4.10ということで、4メートル以上の幅員がとれるところが部分的にございます。したがって、部分的に安全さくまたは縁石が設置される可能性はございますし、また設置をすれば学童の安全に対する注意喚起あるいはドライバーに対する安全の意識の高揚等に私は寄与できると考えております。全長すべて縁石または安全さくをつくっていただきたいということではございませんので、幅広のところは可能性があるのではないかとということをお伺いしたいと思います。以上2点です。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

江口議員の再質問にお答え申し上げます。

最初の個人情報の7条、8条で本人の同意とか緊急の場合ということでございますけれども、その辺はわからない部分が私もありますので、総務部長の方から答弁させます。

それから、2問目の関係ですが、この3路線の市道につきましては、道路構造令第3条の道路区分で第4種4級の道路に該当するという事で、また車道に設ける路肩の幅員が0.5メートル以上、車道の幅員は基本的には4メートルとなっておりますけれども、交通量、地形の状況等により車道幅員を3メートルとすることができるとされておりますが、沿線の方々の同意を得て宮城県公安委員会の承諾があれば、さくや縁石等を設置し、一方通行の道路として整備することが可能でございます。しかし、窪2号線につきましては、行きどまりの道路で、その先には八幡保育所があることから、お子さんの送り迎えのために利用されている道路でもあることを考えますと、一方通行の規制を行うことは現実性がないと思っております。私からは以上でございます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

個人情報に関する考え方につきましては、先ほど議員の方から御指摘があったとおりでございます。したがって、個人情報が開示される状況につきましては、現在の要援護者支援システムにおきましてもあらかじめその同意をとって関係者が保管をする、保有をするというふうな状況になってございます。この辺の範囲でありますとか、御質問にありましたような対象の方々に対してどこまでどのような形で提供できるかということにつきましては、ただいま検討中でございますので、それらに従いまして、今回の緊急時の対応の問題、いろいろと反省があったかと思っておりますけれども、そういった問題も踏まえながら適切に対応してまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

3番江口正夫議員。

○3番（江口正夫議員）

まず、情報の共有化についてですが、先ほど述べましたけれども、やはり限定されておることによって初動時の救助活動が限られてしまう、また平素の地域の避難支援プランあるいは行動マニュアル、これがなかなか進んでないというのが現状です。私も消防団分団長とか自主防災組織の長とか、あるいは行政区長等々お話を伺ったところ、やはりここがネックになっている。見せられない、見せてあげないというようなところがありまして、やはり情報の生きた運用をぜひ御検討いただきたいということで、前向きに御検討をお願いしたいと思います。

それから、2点目の交通安全対策につきましては、確かに地域住民の方の声がございます。しかし、道路周辺の住民の方の全員がそうであるということは今まだ私の方は確認してませんけれども、今後そういう形で住民の方の意見を聞いて、前向きに検討していただきたいということをお願いしたいと思います。答弁はいいです。以上です。

○議長（板橋恵一）

1番柳原清議員の登壇を許します。

（1番 柳原 清議員登壇）

○1番（柳原 清議員）

私の質問は、水道事業資本費平準化債の活用についてです。

資本費平準化債とはどういったものかと言いますと、設備投資に活用した企業債、いわゆる水道事業の長期借入金の元金償還額をその耐用年数の間、各世代が公平に負担をするという仕組みです。企業会計では設備投資額を耐用年数で割った額を減価償却費として毎年の費用に計上することになっております。つまり設備投資の費用は減価償却費として市民は水道料金で負担をしております。

しかし、ある時期に集中的に設備投資を行った場合、何年か後に集中的に元金返済をしなければならない時期が訪れます。本市の場合、平成 21 年度から 30 年度が元金償還が減価償却費を超える時期に当たっております。この間は年平均 7,000 万円の元金償還額が減価償却費を超えることとなります。この超えた部分は、外部から資金調達できない場合、資金不足となります。そして、この不足額は水道料金で賄わなければならないこととなります。そうしますと、この時期に多賀城に住んだ市民は、他の時期の市民と比べ多くの負担をしなければならないこととなります。企業会計は、設備投資の負担は減価償却費として各世代に費用を配分するという考え方です。元金償還額が多い時期に住んだ市民は多くの負担をし、少ない時期の市民は少なくて済む、これでは企業会計の原理に反することとなります。以上のことから、平成 18 年度に水道事業にも減価償却費を超える元金償還額を借りかえられる資本費平準化債の制度が国でつくられたものであります。

また、本市の下水道会計においては、平成 21 年度 5 億 5,000 万円を使用、同額が一般会計からの繰り出し減となり、大きな効果を上げているところであります。そして、本市の水道事業の場合、平成 21 年度から 30 年度まで企業債元金償還額が減価償却費を超えるピークの状態が続きます。そして、その分が資金不足となります。この資金不足を補てんする財源として、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金などで補てんをしております。つまり水道会計の利益及び過去の利益の積立金はこの減価償却費の不足額を補てんするために使われているわけであり、本市では、21 年から 30 年までのピークの部分を借りかえ、この山の部分を 30 年度以降の谷の部分に先送りすることにより平準化することで、ピーク時の資本不足を解消することができるという大変有利な制度であり、まさに本市のためにある制度だと言うことができると思います。

今年度は東日本大震災により本市の水道企業会計は大変厳しい状況にあります。私どもは、従来、水道料金値下げを主張してまいりました。しかし、値下げするしないにかかわらず、この合理的な制度は使うべきであります。これまでの議会での議論で、同制度は本市でも使用可能であり、また使用するかどうかはそれぞれの企業の判断であることも明らかとなっております。同制度の活用を強く求め、1 回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の水道事業資本費平準化債の活用に関する御質問については、水道事業管理者から回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

柳原議員の水道事業資本費平準化債の活用についての御質問にお答え申し上げます。

水道事業における資本費平準化債の制度趣旨及び取り扱いにつきましては、これまで総務省及び宮城県に照会し、その回答について御報告申し上げてきたところでございます。御質問にありますように、市民の世代間の負担を公平化することができ、また本市にとってメリットが大きい制度であることから、活用すべきではないかとのことではございますが、資本費平準化債は当該年度において償還する起債償還元金の一部を新たな借入金で返済する制度であることから、平成 24 年度以降、当該年度の元金償還金が減価償却費を超える期間となる平成 30 年度までにおいて資本費平準化債を活用した場合、償還期間を 30 年とした試算では、資本費平準化債の返済に当たっては約 1 億 4,400 万円の新たな利子負担が発生することから、後世代への負担も増加させることとなるものでございます。

また、柳原議員も御承知のように、資本費平準化債の活用に当たりましては、元金償還金が減価償却費を著しく超え、かつ経営上の収支に著しい影響が生じていると事業体が判断した場合に起債申請を行うこととなっております。確かに水需要の低迷する中において今回の東日本大震災の影響により料金収入の減少はございますが、今後とも健全な事業経営が可能であると判断しておりますことから、水道事業においては現在のところ資本費平準化債の活用は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

ただいまの答弁では、資本費平準化債を使った場合、まず第 1 点は後年度の利子負担が 1 億 4,400 万円生じるといふ点と、経営に著しい影響は余りないという 2 点のお答えだったと思います。

まず、第 1 点目の後年度の利子負担ですけれども、資本費平準化債の場合、例えば 30 年返済で考えた場合ですと、利子負担は 30 年にわたって分散されますので、毎年の負担は数百万円で済むようになると思います。したがって、元金償還が減価償却費を超えない期間は平成 31 年度から 60 年度までとなりますので、その間の数百万円の利子負担はそれほど重大な問題ではないと考えております。また、平成 24 年から平成 30 年までは毎年 6,000 万円から 7,000 万円の減価償却費を超える自己財源による返済をしなければいけないという状態になりますので、こちらの数千万円の負担はそれほど影響がなく、将来的な数百万円の負担は著しい影響があるんだという考え方は納得できないことでもありますので、その 2 点についてもう一度御返答をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

今の再質問の件でございますが、年間 7,000 万円ぐらい借りかえした場合、当然これは利子が発生いたします。先ほど議員からは数百万ということではございますが、30 年間で返済をした場合、平均しますと約 400 万円から、年 2.5%の利子で計算しますと大体 1 年間に 400 万円から 500 万円前後の利子が当然発生いたします。これは 30 年後には必ず、先ほど私が回答で申し上げました 1 億 4,000 万円前後の利子が当然後年度に負担が先延ばしされます。そういうことから、現時点では我々水道としてはそれを活用する経営状態にはないということで、先ほど回答申し上げたとおりでございます。

○議長（板橋惠一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

そういう活用をする経営状態にはないというお答えでしたけれども、私の質問の一番の趣旨としては、世代間の負担が、平成 21 年度から平成 30 年度までは極端に自己財源による返済額が大きくなるピークの状態を迎えますので、その間の市民の負担が大きくなって、それ以後の市民の負担がどんどん減っていくという世代間の不公平を平準化すると、これが一番の平準化債の目的ではないかと考えておるんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（板橋惠一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

確かにここ 10 年後、過去に設備投資した金額の負担がふえます、確かに。これにつきましては、議員御存じのとおり、今、多賀城市は独自の水源を持ってごいません。そんなことで、現在の仙南仙塩広域水道からの受水を図るという意味で、過去に大幅な設備投資をした時期がございます。これが今若干その負担がふえているということでごいまして、その辺の過去の経緯も含めまして、今後の水道事業経営についてはなるべく世代間の負担の公平を図るという意味からも、我々は決して資本費平準化債を否定するわけではございませんが、ただ、現時点においてはそれを活用するまでの経営状態ではないということだけは御理解願いたいと思っています。

○議長（板橋惠一）

16 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（16 番 昌浦泰己議員登壇）

○16 番（昌浦泰己議員）

私の質問は、（仮称）第七小学校用地の利用についてであります。

今年 10 月 14 日、平成 23 年第 3 回市議会定例会一般質問において、同じタイトルで「（仮称）第七小学校用地に防災機能を有し、地域住民が避難するのに適した施設の建設を地域住民は望んでいる。市は建設するお考えはありますか」という質問をしております。市長の答弁では、「避難ビルについては、国の中央防災会議でも 5 分以内に避難できるよう目標を掲げている。本市も同様の措置を講じるが、ただし避難ビルは民間の施設やほかの公共施設の協力を得ながら指定する。充足されない場合には避難ビルを建設することが基本として、設置位置を検討している。（仮称）第七小学校用地に避難施設を建築する場合、起債の一括償還といった財政面の課題があり、他の用途に使用することは極めて困難な状況である。この地区周辺には避難ビルとなり得る高層建物が存在し、特に近隣の国土交通省東北地方整備局、東北技術事務所を避難所として活用できないか国に働きかけている。これらの推移を見きわめながら避難ビルの指定や整備について検討する」ということでした。

それでは（仮称）第七小学校用地はどう使用するのかという私の再質問に対して、市長の回答は、市議会事務局からいただいた構成中の会議録のとおり読み上げます。「七小関係ですけれども、まず最初に、これは借り入れしたのが平成 11 年 12 月に借り入れ始まった

わけでございます、借入金が5億7,000万円ほどでございます。最終は平成36年ということで、まだ半分ぐらいしか来ていないという状況でございます、そのままにしておくということは非常に本当に大変なことだと思いますけれども、御存じのように少子高齢化ということもございまして、また一つの小学校を建てるということになると、これは大変なことになるわけで、非常に戸惑いがあるというのは否めない事実だというふうに思っております。今のところこれをどうこうするというのは、これは大変、もし何か別の用途に使うということになれば、当然国としては許容してくれることはないというふうに思いますので、その辺ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います」と。

この答弁をじっくりと読み返せば返すほど、私は理解できなくなりました。特に「何か別の用途に使うということになれば、当然国としては許容してくれることはないというふうに思いますので、その辺ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います」という答弁は、3月11日の東日本大震災という異例の出来事を前提として国に譲歩を求めれば、用途変更に応じてくれるのではないかと私は考えます。

今年11月14日午後7時より市民活動サポートセンターで開催された多賀城市震災復興計画案に係る意見交換会、この日は栄、桜木地区の住民の方が対象でした。住民の方から、（仮称）第七小学校用地に防災機能を有し、地域住民が避難するのに適した施設の建設あるいは第七小学校そのものの建設を望む方、3人の方から要望されたのを同席された市長も覚えておられることと存じます。また、今年11月16日に開催された第6回市議会東日本大震災調査特別委員会において、私以外の委員からも（仮称）第七小学校用地の活用について触れられ、11月21日の第7回東日本大震災調査特別委員会において、多賀城市震災復興計画案に対する市議会からの意見として、震災復興計画案37ページの復興基本事業に、避難拠点と避難経路の確保に市議会として「津波避難ビルの確保・整備事業及び災害公営住宅建設事業（21ページ）については、（仮称）第七小学校建設予定地の活用を視野に入れ進められたい。なお、財務制度上の課題については市と市議会が一体となって国に対し働きかけをしていくことが必要である」という意見が取りまとめられました。ここに写しを持ってまいりましたが、平成23年11月25日付、議会第206号で多賀城市長あてに多賀城市議会議長名で文書が送付されております。

本来なら同じ表題で続けて質問することは前回までの私の77回の一般質問ではなかったこととありますが、あえて今回質問させていただきます。市議会議員総意の意見を当局として実行に移すおつもりなのか、また有効な土地利用の観点からも（仮称）第七小学校用地を使用せずにいることを見過ごすわけにはいかないという思いからも再度の質問に至りました。一般質問通告書の質問要旨に記載した以下の質問事項に御回答願います。

(1) 当局は、今まで（仮称）第七小学校用地の用途変更などで国と協議の場を持たれたのでしょうか。

(2) 東日本大震災という異例の出来事を前提として国に譲歩を求めれば、用途変更に応じてくれるものと考えますが、当局はどうお考えでしょうか。

(3) この機を逃せば、（仮称）第七小学校用地は何の使用目的もないままに平成36年9月まで償還し続けなければなりません。約13年も使用しないことは許されないと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

12月1日の夜に質問原稿を書き上げまして、翌日、2日の午前9時10分に市議会議長あて一般質問通告書を提出し、受理されました。受理されたのですが、同日午後3時から開催された第8回東日本大震災調査特別委員会において、市議会からの意見に対して市の考え方が説明され、「（仮称）第七小学校用地の活用については、市民からも津波避難ビル、災害公営住宅、雨水浸水対策としての地下貯留施設の設置の要望が出されていますので、

転用の可能性について関係機関と協議してまいります」と説明されました。当局の決断に感謝と敬意を表するものであります。

12月2日の第8回東日本大震災調査特別委員会の説明で今回の私の一般質問に一定の回答を得たとは思っておりますが、市の実行の意思を確認する上であえて御回答を求めます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答え申し上げます。

（仮称）第七小学校用地の利用につきましては、復興計画との関係がありますことから、私から一括して回答いたします。

（仮称）第七小学校の建設につきましては、御存じのとおり平成10年度に用地を取得し、当初平成14年度に開校する予定でありましたが、学校給食センターの新築、小中学校の耐震化等を優先せざるを得なかったことにより、建設を延伸しておりました。そして、市教育委員会では、一連の小中学校の耐震化事業が終了することに伴い、昨年10月以降、職員が関係学区に出向きまして、（仮称）第七小学校建設に係る経緯を説明する懇談会を実施して、市民の方々、保護者の方々から率直な意見やお考えを伺ってまいりました。懇談会では「子供たちが二つの小学校に分かれ、行政区が分断されており、子供会活動などに支障がある」「二つの大きな道路を横断するので危険である」「少子化に伴う児童数の減少や市財政の関係から建設は困難ではないか」などの御意見が寄せられ、ことし3月以降も懇談会の開催を予定していましたが、大震災により中断しているところでございます。

そうした中、（仮称）第七小学校用地の用途変更等に関しては、平成23年第3回定例会に昌浦議員から一般質問をちょうだいし、起債の一括償還等といった財政面での課題もあるため、他の用途に使用することが難しい状況にあると回答したところであります。

しかしながら、この東日本大震災の発災により、区域の人口が減少してきており、また（仮称）第七小学校用地も浸水するなど、この学校用地を取り巻く環境は大きく変化してきております。その後、東日本大震災復興特別区域法の概要が国から示され、その中には復興事業、特に災害公営住宅整備事業を推進する上で、別に計画を定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適化法に定める財産処分、用途変更の制限に係る承認を受けたものとみなすという特例が盛り込まれました。仮に（仮称）第七小学校を建設しないとすれば、当該法案制定の趣旨にかんがみした場合、起債に関しても特例的に用途制限の変更が認められる可能性があるのではないかと判断し、これまでの経緯と復興に向けた考え方などについて東北財務局と内々に協議を開始したところであります。その結果、11月11日に、担当者レベルではございますが、真に本市の復興のために用途変更が必要だとすれば、起債を一括償還せずに用途変更できる可能性があり、そのための協議に応じる旨の回答をいただいたところであります。

こうした中、翌12日から復興計画案に係る市民説明会に臨んだところでございますが、その中で市民の皆様からも当該用地を雨水貯留施設や災害公営住宅に活用するよう御意見をいただいたところでもございます。したがって、今後は（仮称）第七小学校の必要性

等について教育委員会と十分に調整を図りながら、一括償還を伴わない用途変更について国と協議を進めたいと考えております。

ただし、当該協議は「もろ刃の剣」でございまして、協議を開始することによって、その結果いかんによっては一括償還を求められるリスクを伴うことを御承知おきお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

当局としては教育委員会と十分に調整、協議をして、一括償還を伴わない用途変更について国と協議を進めていくというお考えがあると、一定の回答を得たとは思っております。

私としては、今回質問したかがあると思うんですけども、市長の御回答に「もろ刃の剣」という例えで国との協議の難しさ、リスクを伴うということがございました。

実は、私、質問通告要旨の（2）というのは、12 月中には参議院の本会議等々国会で可決成立するであろう東日本大震災復興特別区域法、これを想定して私は（2）の質問要旨を書いたわけです。しかしながら、通告の時点ではまだ国会を通っておらなかったもので、こういう表現をしたんですけども、本市を含めた道県の計 222 の市町村がこの法律の対象で、被災地自治体の要望を政策に反映するために、この法律は与野党協議で規制緩和の拡充に対する国会の関与を強化するなどの修正が行われたわけです。被災自治体の要望を受け付ける国と地方の協議会の協議内容を国会に報告することを義務づけたほかに、被災自治体が復興特別意見書を国会に提出できるようになっておる法律だということでございます。これは国と自治体の協議が難航すれば、必要に応じて議員立法で規制緩和を行うというふうな法の趣旨でございます。このような法の仕組みを利用すれば、決して協議が「もろ刃の剣」などということは杞憂に終わるのではないかと私は思うので、ぜひとも（仮称）第七小建設予定地を市民の要望するような用途で転用を図っていただきたいと思っております。その点に関してもう一度、何かございましたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、国の方でも、後段で昌浦議員がおっしゃったように、ある程度市町村の趣旨、市町村が考えていることを今回の大震災にかんがみ、ある程度容認していただけるような仕組みづくりがかなりできてきたということは、否めない事実でございます。きのうも郡本部長と各市町村の協議がございまして、その辺は何度も私らにお知らせいただいたところでもございます。ですから、確かに「もろ刃の剣」という話もございましたけれども、今回の 15 号台風でもあそここの辺は床上まではそんなに行かなかったかと思っておりますけれども、やはり遊水池的な機能とかも必要ですし、あるいは今後の災害公営住宅の考え方に非常に適した場所でもございますし、一括償還というところもあるいはあるかと思っておりますが、できるだけ、市民の方々の御意見もそうでありましたように、あの周辺の桜木、栄、その方々の安心安全のためにもそれなりの役割を果たすような形のこれからの進展を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰己議員）

前回、今回となぜ同じような質問をしたかという、意外と栄、桜木地区の住民の方からは、あの用地の活用についてかなり私は要望を受けているんです。そういうことがございまして、今回、市長の今の再答弁で前向きな回答をいただきましたので、恐らく前進されるだろうということを期待しておるところでございます。

一言だけ申し上げたい。本年 3 月 11 日の規模の地震というのが、あすにも起こり得ると私は思って行動しておりますので、どうか当局もゆめゆめ油断なきよう、復興計画等も含めて早目にできるところは早目にやっていただきたいと、よろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2 時 02 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 12 月 13 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 伏 谷 修 一

同 米 澤 まき子